

○松崎町マスコットキャラクター使用要綱

平成25年3月25日告示第27号

(趣旨)

第1条 この要綱は、松崎町マスコットキャラクター「まっちー」（以下「キャラクター」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(使用基準)

第2条 キャラクターは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、何人も使用することができる。

- (1) 町の信用及び品位を害し、又は害するおそれがあるとき。
- (2) 自己の商標又は意匠とするなど、独占的に使用し、又は使用するおそれがあるとき。
- (3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (4) 特定の個人、政党若しくは宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与えるおそれがあるとき。
- (5) その他町長が使用について適当でないと認めるとき。

(使用申請等)

第3条 キャラクターを使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめキャラクター使用承認申請書（様式第1号。以下「使用承認申請書」という。）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 国又は地方公共団体が使用するとき。
- (2) 学校等の教育機関が教育等の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (4) その他町長が適当と認めたとき。

(使用承認等)

第4条 町長は、前条の規定により使用承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、使用の承認又は不承認を決定しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請を承認するときは、申請者にキャラクター使用（変更）承認通知書（様式第2号。以下「使用（変更）承認通知書」という。）により通知するものとする。この場合において、町長は、使用条件を付すことができる。

3 町長は、前項の規定による審査の結果、使用を承認しないときは、申請者にキャラクター使用（変更）不承認通知書（様式第3号。以下「使用（変更）不承認通知書」という。）により通知するものとする。

（使用承認期間等）

第5条 使用承認期間は、承認日から起算して2年を経過する日以後の最初の3月31日までを限度とする。

2 前項に規定する使用承認期間が終了し、再度使用承認を受けようとする者は、第3条の規定により使用承認申請書を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

（使用料）

第6条 キャラクターの使用料は、無料とする。

（使用上の遵守事項）

第7条 キャラクターの使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用承認を受けた内容にのみ使用し、町長が付した使用条件に従うこと。
- (2) 使用承認を他に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 指定された色、形状等に従って正しく使用し、デザインの改変等応用使用はしないこと。
- (4) キャラクターのイメージを損なう使用をしないこと。
- (5) キャラクターには、「 松崎町」を付記すること。
- (6) 前号の規定にかかわらず、「 松崎町」を付記することが困難な場合は、町長が認めた表記方法とすること。
- (7) キャラクターを使用して作成し、又は製造する物件（以下「使用物件」という。）は、完成後、速やかに町長に提出すること。ただし、使用物件の提出が困難である場合は、その写真の提出をもって代えることができる。
- (8) 商標登録、意匠登録等著作物に関する自己の権利を新たに設定し、又は登録しないこと。

（承認内容の変更）

第8条 使用者が承認された内容を変更しようとするときは、あらかじめ、キャラクター使用変更承認申請書（様式第4号。以下「使用変更承認申請書」という。）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定により使用変更承認申請書の提出があった場合、その内容を審査し、変更を承認するときは、申請者に第4条の使用（変更）承認通知書により通知するものとする。

3 町長は、前項の規定により審査の結果、変更を承認しないときは、申請者に第4条の使用（変更）不承認通知書により通知するものとする。

（使用承認の取消し）

第9条 町長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、使用承認を取り消すことができる。

（1）この要綱に違反したとき、又は違反することが判明したとき。

（2）申請に虚偽又は不正があったとき。

（3）前2号に掲げるもののほか、町長が不適当と認めるとき。

2 町長は、前項の規定により使用の承認を取り消したときは、その使用者にキャラクター使用承認取消書（様式第5号。以下「使用承認取消書」という。）により通知するものとする。

3 第1項の規定により使用の承認を取り消された者は、使用承認取消書の通知があった日以後、当該使用物件を使用してはならない。

4 町長は、第1項の規定により使用の承認を取り消したときは、その使用者に対し、当該使用物件の回収を求めることができる。

（責任の制限）

第10条 前条の規定によりキャラクターの使用承認を取り消した場合、使用者に損害が生じても、町はその責めを負わない。

2 使用者がキャラクターの使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合でも、町は、損害賠償、損害補償その他の法律上の責任を一切負わない。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成25年3月25日から施行する。

附 則（平成28年3月30日告示第48号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和5年9月27日告示第108号）

様式第1号(第3条関係)

キャラクター使用承認申請書

年　月　日

松崎町長 様

住 所
申請者　名 称
　　　　氏 名
　　　　電話番号

松崎町マスコットキャラクター「まっちー」を次のとおり使用したいので、
申請します。

使用物件名	
使 用 目 的 及 び 使 用 方 法	
使 用 期 間	年　月　日から　　年　月　日まで
使 用 数 量	
連 絡 先	(担 当 者) (電話番号)
添 付 書 類	使用物件を販売する場合は、次の添付書類を提出すること。 1 企画書（商品名、材料、種類、サイズ、製造場所、販売価格、販売場所、図案、レイアウト、原稿等） 2 その他参考となるもの

様式第2号(第4条、第8条関係)

キャラクター使用(変更)承認通知書

第
年
月
日
号

様

松崎町長

年　月　日付けで申請のあった松崎町マスコットキャラクター「まっちー」の使用(変更)については、次のとおり承認します。
なお、松崎町マスコットキャラクター使用要綱に基づき使用してください。

使用物件名	
使用目的 及 び 使用方法	
使用期間	年　月　日から　年　月　日まで
使用数量	
承認番号	第 号
使用条件	

様式第3号(第4条、第8条関係)

キャラクター使用(変更)不承認通知書

第 号
年 月 日

様

松崎町長

年 月 日付けで申請のあった松崎町マスコットキャラクター「まつちー」の使用(変更)については、下記の理由により承認できません。

記

理由

様式第4号(第8条関係)

キャラクター使用変更承認申請書

年　月　日

松崎町長 様

住 所
申請者 名 称
氏 名
電話番号

年　月　日付け承認番号第　　号で承認を受けた内容について、次のとおり変更したいので申請します。

	変更前	変更後
使用物件名		
使用目的 及 び 使用方法		
使用期間		
使用数量		
変更理由		
添付書類	変更が確認できる資料等	

様式第5号(第9条関係)

キャラクター使用承認取消書

第 号
年 月 日

様

松崎町長

年 月 日付け承認番号第 号で承認した松崎町マスコットキャラクター「まっちー」の使用については、下記の理由により使用承認を取り消します。

なお、この通知があった日以後、承認を受けた使用物品は使用できません。

記

理由